技能検定員審査の実施

公安委告示

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正.

個人演説会等を開催することができる施設.....

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)..... 換地処分の届出 (農村整備課) 土地改良区役員の届出 (農村整備課) 一六

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課) 一五

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ...

土地改良事業施行協議に係る決定 (農村整備課)

Щ

建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取 (建築指導課).....

道路の位置の指定 (建築指導課).....

公有水面の埋立ての免許 (港湾課) 小郡仁保津樫ノ前土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都市計画課)

П

道路の区域の変更 (道路整備課).....

漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(水産振興課)......ハ

土地改良事業施行の同意 (農村整備課)......

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要

山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則 (農林水産政策課)...

目

平成 20 年 2月22日 (金曜日)

教習指導員審査の実施

一 九

 $\overline{\circ}$

収用委公告

公示送達......

山口県農村振興対策審議会規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十二日

山口県知事

=

井 関

成

山口県規則第

山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則

ように改正する。 第三条第二項中「の各号」を削り、 同項に次の一号を加える。

山口県農村振興対策審議会規則 (昭和三十六年山口県規則第二十七号)の一部を次の

農林業に関心と理解のある者

(環境政策課)......

則

······ 九

この規則は、 公布の日から施行する。

.....九

... 九



山口県告示第六十五号

評価に関する事項を記載した書面は、 づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。 当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基 山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に 平成二十年二月二十二日から同年三月十三日まで

七

七

六

平成二十年二月二十二日

供する。

八

八

山口県知事 井 関 成

平成20	9年2月	月22日	金曜	翌日	L	Ц			県	载	Ž	(定	期)		第 19	32 된	<u>1</u> 7	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三二一イ	ニセール	種類	種類	三特定施	所 名 i 在	二 工 法 又	氏名又は名称 一 申請者の氏名	
(t /日)	(t/日) 九・三	11	11	(t/日)	11	(t/日)	"	(t/日)	"	三七・七 (t /日)	(t/時)	能力力	、構造及び使用時間間隔等	設 に	宇部市大字小串一九七八番地の六宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区	工場又は事業場の名称及び所在地住 所 宇部市大字小串	又 は	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二〇、三	年予工 月 事 日定手	時間間隔等		小串一九七	及び新在地市大字小串	宇部興産株式会社 名称及び住所	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成二〇、三	年予工 月 第 日定成			3八番地の☆3ケミカルT	名称及び新在地宇部市大字小串一九七八番地の九六	社	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	平成一〇、三	年予使 用 開 日定始			、 場 西 地 区	地の九六		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	連続	間使用時間隔間	吏					
"	"	"	11	"	"	"	"	"	"	"	二四時間	時リー の日 使当 間用た	用の方					
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	変動なし	動委	去					
"	(二基)	"	"	(三基)	"	"	"	"	"	"	"	"	11	"	"	"	"	_
(t	(t /日)	(t) 三 / 三 / 三	(世)	(t/日)	"	(/) () () () () () () () () ((ℓ/時)	(kg / 時)	"	(kg/時) 七五	(kg / 時)	"	(t/日)	"	(t /日)	11	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	_
ıı	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	_
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	_
"	"	"	"	連続	"	"	"	"	"	"	断続	"	"	"	"	"	"	_
"	"	"	"	//	"	"	"	"	"	"	// //	"	"	"	"	"	"	_
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-

	平成20	年2月]22日	金曜	2日	L	4	П		県	報		(定	期)		第 19	32 号	
	"	= - 	"	"	(二基)	(五基)	= -	"	"	"	"	"	"	= - \	"	(二三 基)	"	
	("六〇〇"	(m³-三五 分) //	(Nm ³) (分三 (ガニ)	"	(N ³ OOO) #	○ N m³ / 分 三 "	(ℓ/H) (ℓ/H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) (H) ("	(m ³ 五・ ガン (m ³ 五・ ガン (m ³ カン・ (m	(t —)	(t 九 日 三 "	(t 三 / i = / i =	(t / 三三 / 三三 / / 一三 / / / / / / / / / / /	(t/日)"	(m³五· /·5五 時五 //	(t /四八 // (m// // // // // // // // // // // // //	(kg / 時) "	(t/日) (t/日) (t/日)
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	11	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	連	断	"	"	"	"	"	"	"	連	断	"
	"	"	"	"	"	"	続二四時間	続八時間	"	"	"	"	"	"	"	続 "	続 "	"
	"	"	"	"	"	"	<u>间</u> 	間 "	"	"	"	11	"	"	"	"	"	"
														I		I		
(昭 和	備考 「	"	"	"	"	四六—二	"	四六—二	四六一口	四六一イ	四六 — イ	"	"	"	"	"	"	"
		"	(ℓ / 時) ″	(t/時) "	- O' OOO # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1	- 五、〇〇〇 (N [®] /時) "	- O、OOO # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1	- 五、〇〇〇 (N゚m゚/時) "	三、〇〇〇 "	(m³ / 日四 //	t、二〇〇 "	(Nm³-六O 時)	<i>II</i>	N m³ / 分三 "	(N ³ / 時) "	"	(N ³ / 時) "	(m³
八号)別表第一第	「四六―ロ」及び「	"	"	11	"	11	"	"	"	"	"	11	11	"	"	"	"	"
二十七号の気	、「三三一八」、	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
無機 化学	- とは、-	"	"	"	"	"	"	"	"	"	連	断	"	"	"	"	連	断
上業製品製造	、水質汚濁防止法施行令「三三―二」及び「三三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	続二四時間	続 八 時 問	"	"	"	"	続二四時間	続 八 時 問
皇業の用に	足法施行令 及び「三三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	間	間	"	"	"	"	間	"

Щ

(___)

業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設をいう。洗施設、遠心分離機、静置分離器及び廃ガス洗浄施設並びに同表第四十六号の有機化学工供する湿式集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水

排	
]- - 	
#	
5	
16	
<u>چ</u>	
75	
<u> </u>	
等	
の	
汚	
染	
状	
熊	
の	
値	
污	
7 Ñ	
差	
ソコ	
卆	
排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の最	
일	
量	

"	"	"	"	"	"	,,	,,	,,	"	"	"	=	_		種	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	三一イ	ニセール		類	
10	10.11	九・六	九・四	-0·t	-0.1	-0·t	-0	九・四	10	九	Ξ.	t· 八	四 三	通常最	水素イオ、	
_ 〇 五≀九	_ ○ 九 五≀五	— ○≀九	_ 八 ○ ≀ 五	_ _ _ · _ · 五	_ 〇 九 五≀五	_ _ · _ ≀ 五	_ 〇 九 五≀五		_ 〇 九 五≀五		四≀三	八 七· 二 <u>₹五</u>	四 · 五 · 三	+	(水素指数)	汚
 "		三	三、八〇〇 三、八〇〇	<u></u> 四	=	四八〇	= 0		=======================================		7IIIO	四一、九〇〇四一、	- 00	通常最	化学的酸素	水等
 "	_ _ O	三四四	- 八〇〇		=	四八〇一	= 0	八三三	_ _ _ O	一、八〇〇	OIIIT	一、九〇〇	— 五 〇		mg要 /求 単)	o
四	I、 国EO		四	四	二九	六、二七〇	四	四:	四	四 <u>:</u>	八 五	ハ・七	五	通常	浮遊物	汚
四		=	四:	四	二九	四八〇一六、二七〇一六、二七〇	四	四:二	四	四 :	八 五	八 七	五	最大	(雪 質 / ℓ)	染
I			三、六六六	I				三、六六六		三、六六六		八三、000		通	窒	状
 六	0	三八		六	六	八〇	= 0		_ _ O		五九〇		八三	常最	mg	態
七	<u> </u>	三八	三、六六六	七	四六	三八〇	= 0	三、六六六	= 0	三、六六六	五九〇	八三、000	- 00	大	/ / _ _ _ 素	o o
 "	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	<i>II</i>	検 出 せ ず	O· ○ 五	通常	爆災	値
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	検出せず	〇 ・ の 五	最大	mg /	
0.01		三三・六	0.111	0.01	— 四·四		01	0·t	〇·二回	〇・九五	0.11	〇・八五	五〇	通常	汚水等の一日当たりの量(m)	ラ く う -
0.01		三三・六	0	0.01	— 四 · 四	_ 四	0 - 1	0·t	0.10	〇・九五	0	〇・八五	六〇	最大	たりの量(m)	almi S

	平成20	年2月]22日	金曜	目	L	Ц	П		県	報		(定	期)		第 19	32 号	
	"		"	(二基)	"	"	(三基)	"	"	"	11	11	11	11	"	"	11	11
		七五五	Л	"	"	八六六	六・	"	六 · 五	六・七	t	_ O	八 九	-0	七.五		_ 0 -	九 三
	_ 〇 五 ≀ 九	八~七	九~七	11	"	九~八	六 五 · · · 五 · 五	"	"	八~六			九 八 ・ 五≀五			— — ≀九	_ 〇 九 五\五	_ 八 O≀五
	三五五	四	九六〇	"	"	\ \ \ \	六八〇〇	- 八、七〇〇	111天、000	九二〇〇	1,000,000	八四	一 · 九	八四〇	三五	二 八 〇	四三〇	_
	二五五	四	九六〇	"	"	\\	六八〇〇	- 八、七〇〇	111米~000	九、二〇〇	1′000′000	八四	Ш	八四〇	三五五	二八〇	四三〇	_
	四	_	О	"	"	六、六九〇	=, O+O	五	三七	六	検出せず	四	検 出 せ ず	五	O · 八	六 二00	六、九八〇	検出せず
	四	_	O · 八	"	"	六、六九〇	O+0	五	三七	六	検出せず	Д	検 出 ぜ ず	五	O · 八	六二〇〇	六、九八〇	検出せず
	"	六	一、八〇〇	"	"	一〇、五〇〇	一四、000	-, -00	一、五〇〇	111111111111111111111111111111111111111	検出せず	六	<u>-</u>		〇 九	九五		〇 九
			一、八〇〇	"	"	0 - 0、五00) 国、000	1, 100	二、五〇〇	000 11 1	検出せず				つ 九	<u>九</u> 五		つ 九
	"	<u>七</u> ″	"	"	"	"	"	"	"	"	ıı	<u>七</u> ″	"	"	<u>ル</u>	<u> </u>	"	<u>几</u> "
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	回〇	五	五五	一五	ー七〇・七	_ _ _ _ _ _ /\	五七・六	0.001	"	0.0	O · O五	0.0	七・二	〇·二回			"	
ī	四〇	六	五五二	_ _ 五	-t0·t	_ _ _ .,	五七・六	O·OO - 五	11	〇 〇 五	0 -	0.0	せ・ニ	0 -	_ 四 四		"	_ 四 _ 四

 平成20	年2月]22日	金曜	閨日	L	Ц	П		県	報		(定	期)		第 19	32 号		
"	"	II.	==-リ	11	11	(二基)	(五基)		"	"	11	"	"	"	三三一八	II.	(二基)	-
"	t	七・五		七・五	"	t	10	11	七.五	10	八	"	"	八 八 八	七・八		七・五	-
七 六 五 · 五	七五~七	八~七	_ 〇 五 ≀ 八	八~七	七 五 ì 七	七 六 五 · 五	— 〇 九 五≀五	"	八~七	- 〇 九 五≀五				九 八 三 ≀ 五		_ 〇 九 五≀五		<u>;</u>
110, 000 110,	1七三、六00	三六	_ 八 〇	<u>二</u> 五	IIII ' 000 IIII ' 000	110, 000 110,	五五	11	"	四	九六〇	"	"		四七〇	<u>二</u> 五	四	_
10, 000	1七三、六00	三六	- 八 〇	五五	III (000	10, 000	五五	"	"	四	九 六 〇	"	"	三三〇二六、	四七〇	五五	四	_
四	六〇	一 · 五	四	=	二六〇	"	四	=	<u>-</u>	四	〇 八	"	"	六、六〇〇二六、	二、三九〇	四	=	_
四	六〇	- 五	四	=	六〇	11	四		<u>-</u>	四	_	"	<i>"</i>	六、六〇〇	二、三九〇	四	_	_
, 000	一、 二 五	せの	"	六	一三、九〇〇	11, 000	"	"	"	六	一、八〇〇	"	"	八〇	せつ	"	"	_
, 000	一、二五五	せの	"	七	一三、九〇〇	, 000	"	"	"	t	一、八〇〇	"	"	八〇	+0	"	"	
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	-
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	=
四・五	0.01	一三・七	0 -	=			IIIO	"		=0· \	_ 九 二	七・九	五六・九	三九・二	-10	八〇	八〇	-
四・五		- 三・七	0 -			四	O IIIO	_ 五		八 三 〇 · 八	一九二	九 七 九	五六・九	三九・二		八〇	九四	六

	平成2	20年2月2	22日	金曜	翌日	Ц	1	П		県	報		(定	期)		第 19	32 号	
	種	種類、構造及び使用時間間隔四 汚水等の処理施設に関する事項	備考(の表	"	"	"	"	四六-二	"	四六-二	四六一口	四六一イ	四六 – イ	"	"	"	"	"
_	類	構造及び	の備考は、															
	構	使用時間	この表	"	六	三	"	"	"	五五	七	五	=	七	"	<u>-</u>	"	"
_	造	構造及び使用時間間隔等処理施設に関する事項	①の表の備考は、この表について準用する。	"	七≀六	四四	<i>''</i>	"	"		七 六 五 · 五			七 五≀七	"	_ 〇 九 五 ≀ 五	七 五≀七	"
	能		用する。	一、五五三	一、六七三	100	"	"	"	五〇		六五〇	三六〇	1七三、六00	二五五	Д	八, 000	"
	m³ / 日力			一、五五三	一、六七三	- 五〇	"	"	"	六〇	四六三	六五〇	回00	00% 71141	二五五		八, 000	"
	処理の方式				二五五	五	"	"	"	-0	一、八九〇		=		"		_	"
	間使用時			"	三五五	五	"	"	"	-0	二、九〇〇		二七	0 1140	"	Д	_	"
	隔間 の一 使用当			一五八		八三	"	"	"	回(000	-	一五、四五〇	1, 0110) 五	"	六	五、二〇〇	"
	時た 間り				二 四 二		"	"	"	五、000) 一五、四五〇	1, 100	一、三五			五、二〇〇	"
	概			<u>七</u> ″	検出せ	O O 五	"	"	"	ı,	"	検 出 せ	O O O 五	五 ″	"	""	Ö "	"
	工事着手予定			11	が 検出せず	0.0五	"	"	"	"	"	が、検出せず	0.0五	"	"	11	"	"
	年 月 日			_ 五	二〇 · 四	八〇	"	110	11	四〇〇	五六	四	六〇	40.0	11	六		三.五
t 	年月日日			_ 五	二〇.四	1110	"	三五	11	五〇〇	五六	四	100	0.04	11	六	_	三五

をとることを目的とする漁業以外の漁業並びに主としてはえなわを使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業を併せ営む漁業を使用して営む漁業のうち、まき網を使用してしいらを使用して営む漁業のうち、まき網を使用してしいら

山口県告示第六十八号

第

1932 号

路の区域を変更する 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一 項の規定により、 次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十年二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十年二月二十二日

山口県知事 = 井 関

成

県道

道路の区域

路

線 名

萩三隅線

道路の種類

	1	最狭・九・五		同市三見字上村四一四三の一地先ま
或を だんご			亲	市三見字林三六五九の一地
三県記	二七四・五	最広初一七・八	沂	及び同市三見字林三六五九の一地先まで
売了こよる。 道路改良工事の		₹ -]		から、萩市三見字下内免三五一二の二地先
0	二、五九三・〇	最近な	旧	でで見字上村四一四三の一地先ま
1	•	夹 二 •		から、萩市三見字下内免三五一二の二地先
備考	(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	旧新別	区間

山口県告示第六十九号

路の供用を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり道

おいて一般の縦覧に供する その関係図面は、平成二十年二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課に

平成二十年二月二十二日

山口県知 事 =井 関 成

萩 三 隅 線道	路線名
同市三見字片萩市三見字林	供
見字本三六五九	用
四九三の一地	開
地先からで	始
で	Ø
	X
	間
十三日 平成二十年二月二	供用開始の期日

山口県告示第七十号

小郡仁保津樫ノ前土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、

平成二十年二月二十二日

山口県知事

井

関

成

土地区画整理組合の名称

小郡仁保津樫ノ前土地区画整理組合

事務所の所在地

山口市小郡下郷一二二五番地の二

Ξ 設立認可の年月日

平成十年九月十八日

兀

事業施行期間を平成十年九月十八日から平成二十一年三月三十一日までとする。 変更の内容

五 変更認可の年月日

平成二十年二月二十二日

山口県告示第七十一号

り公有水面の埋立てを免許した。 公有水面埋立法 (大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定に基づき、 次のとお

平成二十年二月二十二日

埋立区域

位置

山口県知事

井 関 成 12の地点

県

2

頭く団 柳井市柳井字岸ノ下一三四の九六から同字一三四の一一五に至る土地の地先公1 第一コ区

公有水面柳井市柳井字岸ノ下一三四の一一五から同字一三四の一一八に至る土地の地先(第二工区)

二 1 区 第 域 -

1 第一工区

面と陸地との境界線に囲まれた区域位(D.L.+三・三二メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水点の各地点を順次結んだ線及び1の地点と11の地点を結ぶ平成十八年秋分の満潮次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点、12の地点、11の地

2 第二工区

1の地点 柳井市柳井字白潟の白潟四等三角点(北緯三三度五七分四五・七五九地点を順次結んだ線に囲まれた区域潮位における公有水面と陸地との境界線及び11の地点、12の地点、6の地点の各次の6の地点から10の地点までを順次結んだ線、10の地点と11の地点を結ぶ満次の6の地点から10の地点までを順次結んだ線、10の地点と11の地点を結ぶ満

ら一九八度四〇分〇九秒七九一・一八メートルの地点・砂東経一三二度〇八分一一・六五二秒)(以下「基準点」という。)か1の地点・柳井市柳井字白潟の白潟四等三角点(北縞三三度五七分四五・七五九

6の地点 5の地点から二八一度○六分三八秒七五・二五メートルの地点5の地点 4の地点から一九一度○六分三八秒一・○○メートルの地点3の地点 2の地点から二八一度○六分三八秒一・○○メートルの地点2の地点 1の地点から二八一度○六分三八秒一・五一メートルの地点

Щ

П

9の地点 8の地点から九三度二○分一六秒一・○○メートルの地点8の地点 7の地点から三度二○分一六秒四六・二○メートルの地点

6の地点から二八一度○六分三八秒二八・○○メートルの地点

7の地点

11の地点 10の地点から一五九度五五分三四秒五〇・五九メートルの地点10の地点 9の地点から三度二〇分一六秒三七・七一メートルの地点

11の地点から一〇一度〇六分三八秒一二・一六メートルの地点

面積

2 第二工区

六、九二二・七一平方メートル

第一工区

(→) **位置**

二 埋立てに関する工事の施行区域

五九九・五六平方メートル

路並びに同字一三四の九五から同字一三四の一一五までに沿接する堤地内並びにから同字一三四の一二八までに沿接する道路、同字一三四の一一五に沿接する道五、一三四の九六及び一三四の一一三から一三四の一一六まで、同字一三四の八柳井市柳井字岸ノ下一三四の八、一三四の九一、一三四の九三、一三四の九第一工区

2 第二工区

同字一三四の九六から同字一三四の一一五に至る土地の地先公有水面

の一一六から同市柳井字江ノ浦一五〇の三に至る土地の地先公有水面に同字一三四の一一五及び一三四の一一八に沿接する水路地内並びに同字一三四柳井市柳井字岸ノ下一三四の一一五、一三四の一一七及び一三四の一一八並び

区域

1

第一工区

線に囲まれた区域線、③の地点から②の地点までを順次結んだ線及び①の地点と③の地点を結んだ線、③の地点から③の地点までを順次結んだ線、③の地点と③の地点を結んだ線、③の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と③の地点を結んだ次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と③の地点を結んだ

2 第二工区

地点を結んだ線に囲まれた区域を順次結んだ線及び③の地点と③のを順次結んだ線、④の地点から③の地点までを順次結んだ線及び③の地点と③の次の③の地点、⑥の地点、⑤の地点、③の地点、③の地点、④の地点の各地点

③の地点 ②の地点から二八一度〇六分三八秒一五六・五〇メートルの地点②の地点 ①の地点から一八三度三五分二七秒一一五・四二メートルの地点の地点 基準点から一九六度〇七分一〇秒八三三・〇六メートルの地点

④の地点 ③の地点から一一度〇六分三八秒八七・九六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六八度〇六分二四秒七〇・二五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八八度○六分二四秒九・八○メートルの地点 ⑥の地点 ⑤の地点から三五八度○六分二四秒一一五・○○メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から八八度○九分三三秒七六・六四メートルの地点⑧の地点 ⑦の地点から三五八度○六分二四秒三五・○○メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から八八度五三分二八秒七・九一メートルの地点⑩の地点 ⑨の地点から三五八度〇七分四七秒一〇・一五メートルの地点

三七、五三七・三三平方メートル

第二工区

八、三四一・八八平方メートル

 (Ξ)

面積

第一工区

③の地点 ③の地点

③の地点から二八一度〇六分三八秒一二・一六メートルの地点 ③の地点から一一度○六分三八秒六三・○○メートルの地点

Ξ

埋立地の用途

③の地点 個の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ③の地点 ②の地点 ②4の地点 ③の地点 ⑫の地点 ③の地点 ②の地点 ②の地点 ②6の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ②の地点 ⑩の地点 ⑧の地点 ⑪の地点 16の地点 ⑤の地点 ◎の地点から五一度二五分○三秒四・二八メートルの地点 ③の地点から一〇一度〇六分三八秒一八・五〇メートルの地点 ③の地点から一一度〇六分三八秒四六・八五メートルの地点 ④の地点から八八度○六分二四秒九・七五メートルの地点 ③の地点から一三七度一四分三二秒二・七五メートルの地点 ③の地点から一八三度三九分五〇秒六四・三八メートルの地点 ◎の地点から二二八度一四分五三秒三・七八メートルの地点 ◎の地点から二七三度四六分三七秒二三・一九メートルの地点 ◎の地点から一八三度三五分四九秒六八・七五メートルの地点 ◎の地点から一三九度一○分一三秒三・六二メートルの地点 ◎の地点から一八四度一七分○四秒一一・九九メートルの地点 △の地点から九四度○四分一五秒二○・四四メートルの地点 ◎の地点から八三度○五分二四秒九・六五メートルの地点 ②の地点から一〇〇度四八分五一秒一九・二〇メートルの地点 ◎の地点から一八八度二九分二七秒一七・三九メートルの地点

⑩の地点から一八四度○○分一五秒一七・二四メートルの地点 ⑧の地点から二○八度四○分四○秒一一・五四メートルの地点 ①の地点から二〇二度五四分一二秒四・六六メートルの地点 ⑥の地点から一八三度四一分四七秒四・四七メートルの地点 ⑤の地点から一六九度〇五分四八秒一五・七五メートルの地点 (型の地点から|二七度〇一分五五秒七・七八メートルの地点 ⑬の地点から九○度五六分五○秒五四・四六メートルの地点 ②の地点から九〇度五六分五〇秒四二・〇八メートルの地点 ①の地点から三五八度五八分三八秒六五・五五メートルの地点

兀 免許を受けた者

防

災

施 設

用

地

|頭用地及び緑地を除く全域に配置

緑

地

埋立地の東側に配置

埠ふ

頭

用

地

埋立地の中央部に配置

約六、

七〇〇平方メートル

- 、二〇〇平方メー

約六〇〇平方メートル

用

途

配

置

規

模

山口市滝町 山口県 一番一号

山口県知事 井 関成

平成二十年二月十三日

五

免許の年月日

山口県告示第七十二号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、 周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 = 井 関 成

四四下九九松	一下一松	下松	地
四九八の四一、八松市西柳二	一六七の一及び一一六七の一松市生野屋西四丁目一一六二	松市生野屋一丁目一一四四の三	名
	及四円	屋一丁日	及
四九八の四〇及び二四九八の四〇及び	一目 六一 七一		び
四の日本	の 一二 地の	国の旧	番
デー 	一一の 先三、		地
四・〇	四・○∼四・五	四・五	(メートル)
1111-11	六二・一	一九・〇	延 (メートル)
	二七四・一二	八九・九六	(平方メートル) 直路の敷地とな

次の

Ξ

変更に係る事項の概要

公開 兀 名 名 の代表者の氏 大規模小売店舗に 届出年月日 あさひ製菓株式会社 坪野 功 坪野 \equiv 恒幸

平成二十年二月八日

五 変更年月日

平成十三年一月一日

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 周南市清水二丁目一三八〇の三 ゆめタウン新南陽

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名

株式会社イズミ

広島市南区京橋町二番二二号

所 盟 代表者の氏名 泰明

者い規 のて模	者い規 のて模	称るの氏名又は名おれて小売業を行大規模小売店舗に	変更に係る事項
"	"	社イズミフードサービス株式会	業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売
			変
			更
			前
松田	番広 二島	イズミフー	変
高 邦	二二号 京極	公 会 社 ド	更
	橋町二	社 ド サービ	後

後

称

ゆめタウン新南陽

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

周南市清水二丁目一三八〇の三

五

変更年月日

平成二十年二月八日

平成十四年九月一日

兀

届出年月日

後

後

平成20年2月22日 金曜日	∃ Щ	П	県	報	(定期)	第 1932 -	를
変更に係る事項	一 大規模小売店舗の名称及び所在地	四届出年月日	A	株式会社ちづる	大規模小売店舗において小売 変 更 前 変の概要 広島市南区京橋町二番二二号 山	名 称 住 所 代表者の氏名二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三名 称 ゆめタウン新南陽 名 称 ゆめタウン新南陽 一 大規模小売店舗の名称及び所在地	平成十八年六月三十日
後 三 変更に係る事項の概要 株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二二号 州西 泰明 1 日本の名称及び住所並びに代表者の氏名 所 代表者の氏名 1 日本の名称及び住所並びに代表者の氏名 1 日本の名称及び住所並びに代表者の氏名 1 大規模小売店舗の名称及び所在地	平成十九年四月二十七日 平成二十年二月八日 届出年月日	名 名 名 名 名 一 の おいて小売業を行 株式会社スイートガーデン 磯野 幹夫 小池 和則 大規模小売店舗に	変更に係る	株式会社イ	後の一日では、一日の名称及び住所並びに代表者の氏名をおいた。	次氏名 一年には、1000円 1000円 1000円	名の代表者の氏は、株式会社エクセルとは、一体では、大規模小売店舗に、大規模小売店舗に、

変更に係る事項 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 変 更 前 後藤 一丁目二一〇 名古屋市名東区高社 藤久株式会社 変 薫徳 更 後

称者の氏名又は名の氏名とは名 変更に係る事項 株式会社たけうち 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売

株式会社たけうち

変

更

前

変

更

後

Ξ

変更に係る事項の概要

株式会社イズミ

広島市南区京橋町二番二二号

所

代表者の氏名

出

泰明

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

周南市清水二丁目一三八〇の三

所在地

届出年月日

兀

平成二十年二月八日

五 平成十九年八月三十一日 変更年月日

(七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、 ら意見を聴きました。 十九年十月五日山口県公告 (四八五) に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市か 当該意見は、平成二十年二月二十二日から同年三月二十四日までの間、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成 萩市むつみ総合事務所、 萩市須佐総合事務所、 萩市川上総合事務所、 萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合 萩市田万川総合事務 山口県商工労

平成二十年二月二十二日

務所において公衆の縦覧に供します。

株式会社リオ横山

変

更

前

変

更

後

所

代表者の氏名

盟

泰明

山口県知事 _ 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地 称 椿東ショッピングパーク

意見の概要

所在地

萩市大字椿東二八八〇の

特に配慮を求める事項はない。

名

称

ゆめタウン新南陽

(七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

ら意見を聴きました。 十九年十月五日山口県公告 (四八六) に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市か 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

1932 号

第

事務所において公衆の縦覧に供します。 働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、萩市川上総合事務所、萩市田万川総合事務 当該意見は、平成二十年二月二十二日から同年三月二十四日までの間、 萩市むつみ総合事務所、 萩市須佐総合事務所、 萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合 山口県商工労

平成二十年二月二十二日

山口県知事 井 関

成

名 大規模小売店舗の名称及び所在地 称 椿東ショッピングパーク

所在地 萩市大字椿東二八八〇の一

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(七二) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項 供します。 の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に 十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当 次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九

平成二十年二月二十二日

事業の種類

用排水施設の改修

山口県知事

_ 井

関

成

事業の内容

市町名 施行地区

秋芳町

門村地区

縦覧の期間 平成二十年二月二十五日から同年三月十七日まで

Ξ 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七三) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、土地

平成二十年二月二十二日

山口県知事

=

井

関 成

就任した役員

良区田万川小川地区土地改 土地改良区の名称 監理 事事 の 別 理 伊 藤 氏 勝夫 名 萩市大字上小川東分九七九 住 所

安達 笹倉 益成 岩本陽一 和伸 啓祐 郎 大字中小川四八七 大字下小川一〇二九の 大字上小川東分一二四五 大字中小川七七三 大字下小川一三八五 大字中小川二六七 大字上小川西分三九六〇 大字下小川九九一

児 玉 好弘 大字上小川西分一二二一 大字上小川東分二七四六の二 二三九四 一九七六 六八三の二

田島 安冨 中島 和文 富雄 務 大字下小川四二五四 大字上小川西分三四七八

三七一〇の

吉野 安達 実 防府市大字大崎一〇六一 大字下小川一〇二八の八 大字上小川東分三一七五 大字下小川一六四〇

河野 克巳 二八六

区防府市玉祖郷土地改良

六

	平	成益	20年2	2 月	22	=	金	曜日			Ц	1		Г	1		県	Į		報	ł		(定	期)		ŝ	第二	932	2 두	-	
"	"	"	区防府市玉祖郷土地改良	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	良区田万川小川地区土地改	土地改良区の名称	二 退任した役員	"	"	"	"	"	"
"	"	"	理事	"	"	"	監事	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	監理 事事 の 別		"	監事	"	"	"	"
木原	町田	河野	村田	長田	吉野	安達	尹田島	齋藤	河島	日原	右田	岩木	安達	笹倉	石橋	尾木	原田	益成	須郷	水津	尾木	小河	伊藤	氏		町田	事 原田	金沢	藤井	山根	町田
克	敏博	克巴	実	好夫	貢	實雄	湿潔	好弘	百會	· 德夫	E 與男	岩本陽一郎	董	松夫	一信	一	尚孝	和伸	清	任俊男	八 武夫	啓祐	勝夫	名		勝直	昭典	宏	和子	保光	敏博
JL II	I П	"	防府	"	只 //	ИE //	1st 11	II	贝 〃	"	<i>J</i> J	//	"	"	"	"	"	"	/1	J)	<i>"</i>	<i>II</i>		住		"	"	"	"	11	। उ
"	"	"	市大字	大字下:	大字上	大字下	大字上	大字上	大字中	"	大字下:	大字中	大字下:	"	大字上	大字上	大字上	大字中	大字下	大字中	大字上	大字下	大字上	1		"	"	大字	大字	"	"
_	八	_	市大字大崎一〇六	小川一	小川東	小川一六四〇	小川西	小川東	小川二三九四	四	小川一七四〇	大字中小川四八七	小川一		小川東	小川西	小川東	小川七七三	小川一三八五	大字中小川二六七	小川西	小川九	小川東			八	_	大字大崎一六七七	大字佐野四二	_	八
四〇三	八七九の三	二八六	六一	小川一〇二八の八	大字上小川東分三一七五	六四〇	小川西分三四七八	分二七	三九四	四五〇二	七四〇	八七	小川一〇二九の一	二四五	大字上小川東分一五七八	大字上小川西分一二〇	大字上小川東分一六九	七三	三八五	六七	小川西分三九六〇	九	萩市大字上小川東分九七九			八九六の	一六七三の	六七七	=	$\underset{/}{\overset{\bigcirc}{\subseteq}}$	八七九の三
	=			の八	七五		七八	小川東分二七四六の二			<u>の</u>		<u>の</u>	五	七八	0	九七				六〇		九	所		_	<u>の</u>				=
				有限会社エステートいしべ	山陽小野田市大字東高泊六番地の一	二 開発許可を受けた者の住所及び氏名	山陽小野田市日の出四丁目	一 開発区域に含まれる地域の名称	1. 原文章 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	3. 5. 1. 1. 4. 2. 5. 5. 6. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.		関する工事の完了を次のとおり公告します。	都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に	(七五)開発行為に関する工事の完了				二 換地処分をした権利者数	平成二十年二月七日	一 換地処分をした年月日	山口県知事 二 井 覧 成	: :	処分をした旨の届出がありました。	第五十四条第三項の規定により、下関市大平地区の換地処分について、次のとおり換地土地改良法(昭和二十四年沒得第百九十五号)第九十六条の四におして準用する同法	^	(七四)換地処分の雷出				"金沢 宏 "大字大崎一六七七	"

山口県選挙管理委員会告示第十四号

山口県選挙管理委員会告示第十三号

ができる施設は、次のとおりである。 の選挙管理委員会が指定した個人演説会、 公職選挙法 (昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号の規定により市町 政党演説会又は政党等演説会を開催すること

平成二十年二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田

司

下松市駅南市民交流セン 下松市大字西豊井一二四七 所 地 平成二〇

定 年 月 日

六

員会告示第九十七号)の一部を次のように改正する 個人演説会等を開催することができる施設に関する告示 (平成八年山口県選挙管理委

平成二十年二月二十二日

П

山口県選挙管理委員会委員長 褔 田 司

「下松市未武総合福祉センター」を「下松市中村総合福祉センター」に改める。

Щ



山口県公安委員会告示第四号

に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する 道路交通法 (昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の二第四項第一号イの技能検定

平成二十年二月二十二日

Щ П 県

公

安

委

員

会

審査の種類

技能検定員審査 (大自二)

二 審査の日時及び場所

時から午後五時十五分まで 日時 平成二十年三月二十四日 (月曜日) 及び同月二十五日 (火曜日) の午前九

場 所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

審査申請書の受付期間及び時間

ら午後五時十五分まで 平成二十年三月十日 (月曜日) から同月十四日 (金曜日) までの午前八時三十分か

審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。 技能検定員審査申請書 (技能検定員審査等に関する規則 (平成六年国家公安委員

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、

影した無帽、正面向き、 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮 上三分身像及び無背景のものとする。

運転免許証の提示

六

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

印をしないこと。 相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、 る者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に 一万四千百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除され 消

Ξ	=	_	
教則の内容となっている事項	自動車の運転技	技能検定員とし	審
っている事項	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	查
	及び採点の技能	0運転技能	細
			目
			減
	=		ਭਾ
二千百五十円	一千二百五十円	千三百五十円	る
五 十 円	五 十 円	力 十 円	額

- (--)会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員
- は、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるとき

二千五十円

二千円

影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。 写真 (縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

六 運転免許証の提示

を運転することができる運転免許 (仮運転免許を除く。) に係る運転免許証を提示す 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車

七 審査手数料

額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙に れる者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた 一万三千三百円 (その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ 消印をしないこと。

ての知識 での知識 技能教習に必要な教習の技能 教習指導員として必要な自動車の運転技能 審 查 細 目 減 ず 二千七百五十円 四千八百円 る 二千円 額

員

会

のとする。 細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減ずるも 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査

その他

- 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- 二九〇〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県警察本部運転免許課 (電話〇八三-九七三

五

提出書類

作 良 昭

夫

山口県収用委員会会長

知県 事庁 定価一箇月

金二千七百円 (送料共)

発発 行行 人所

山山

 $\frac{-}{\circ}$